

令和 7 年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
(「指定管理者制度導入の適否」に係る審査)

1 開催日時 令和 7 年 5 月 7 日 (水) 13 : 05 ~ 13 : 20

2 開催場所 青森市役所 議会棟 4 階 第 1 委員会室

3 対象施設 月見野森林公園、浅虫温泉森林公園

4 出席者

(1) 選定評価委員 委員長 沢 木 正 明 (企画部次長)
副委員長 越後谷 和 人 (総務部次長)
委 員 池 田 享 誉 (青森公立大学准教授)
委 員 松 本 博 子 (東北税理士会青森支部税理士)
委 員 福 島 清 裕 (福祉部次長)
委 員 太 田 直 樹 (こども未来部次長)

(2) 施設所管課 (農林水産部農地林務課)

課 長 加 藤 幸 樹
主 幹 工 藤 伸 彰
主 事 奈 良 洲 都

(3) 制度所管課 (企画部行政資産経営課)

課 長 岩 渕 寿 哉
主 幹 長 内 寛 幸
主 査 櫻 田 博 光
主 事 佐々木 優 香

5 案 件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査

6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。

- (1) 指定管理者制度導入の適否：適
- (2) 指定期間：5 年間
- (3) 利用料金制：なし
- (4) 募集形態：公募
- (5) グルーピングの適否：なし (単独施設)

7 主な質疑内容

委員：月見野森林公園の施設概要（資料１）の「施設概要」で令和４年度から令和５年度、令和６年度と年々利用者数が減少しているが、何か理由があるのか。

施設所管課：月見野森林公園では毎年熊の目撃情報があるが、特に昨年は八甲田で発生した熊による人身被害の影響が考えられる。

委員：月見野森林公園及び浅虫温泉森林公園双方の利用者数は、どのように計測しているのか。

施設所管課：月見野森林公園においては入口が１ヶ所のため、管理人が巡回を行い、利用者数を手動によりカウントしている。また、浅虫温泉森林公園についても管理人がカウントしているが入口は複数あり、把握しきれないため、実際より若干少なくなっている。

委員：月見野森林公園の施設概要（資料１）の「施設概要」でログハウス１棟と記載されているが、どのように利用しているのか。

施設所管課：基本的には利用者が荷物を置く目的で使用してもらっている。１０月に開催している自主事業の「きのこ展示・鑑定会」においては、きのこの展示スペースとして使用している。

委員：月見野森林公園の施設概要（資料１）の「施設概要」では管理棟があるが、浅虫温泉森林公園の施設概要（資料１）の「施設概要」には管理棟は無いようだが、管理者はどこにいるのか。

施設所管課：浅虫温泉森林公園には総合案内所と呼ばれる管理棟に似た機能を持つ建物があり、そこに常駐している。

委員：月見野森林公園の施設概要（資料１）の「施設概要」でキャンプ場の設備があるが使用料を徴収してはどうか。

施設所管課：施設所管課として現時点では検討していない。

委員：月見野森林公園の概要調書（資料２）の（３）「指定管理者制度の導入に向けた検証」で「民間の管理者が施設管理を行うことで、施設がより身近なものとなり、住民目線での利用者ニーズを把握することが可能となったことから、サービス向上に繋がっている。」とあるが、具体例を教えてください。

施設所管課：昨年の９月、給水ポンプの故障によりキャンプ場やトイレの水全般が使用出来ない時期があった。その際、指定管理者がポリタンク等に水を入れ、水を利用できるよう迅速に対応した事例があった。

委員：熊対策として実施していることはあるか。

施設所管課：昨年度から熊スプレーを管理者に貸与し、常に持ち歩くように指導している。今後も熊の出没状況次第では更なる対策を検討していく。

委員：月見野森林公園の概要調書（資料２）の（２）「財務状況」で「歳入（Ａ）に 1,000 円」とあるが、歳入見込みを教えてください。

施設所管課：月見野森林公園は基本的に無料で使用出来るが、占用利用時には使用料を徴収することとなっているため、1,000 円を計上している。

委員：月見野森林公園の現指定管理者による自主事業はどのような内容であるか。

施設所管課：毎年 10 月に青森きのこの会の協力を得て、「きのこ展示・鑑定会」を開催しており、30 名～50 名が来園している。